

高崎市高齢者配食サービス事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、生活機能の低下等の理由で自ら調理をすることが困難であり、食事について援助を受けられない高齢者に対して行う高齢者配食サービス事業についての必要な事項を定め、高齢者の低栄養の予防と改善を図るとともに、配食事業者による定期的な見守りを行うことにより、在宅における高齢者の自立した生活を支援することを目的とする。

(実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、第13条に規定する配食事業者（以下「配食事業者」という。）とする。

(対象者)

第3条 この事業の対象者は、次の各号に該当する者とする。

- (1) 本市に住所を有し、かつ、居住する65歳以上の高齢者
- (2) 定期的な見守り又は低栄養の予防及び改善を必要とする者
- (3) 次のいずれかに該当する者

ア 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第7条第3項に規定する要介護者

イ 法第7条第4項に規定する要支援者

ウ 介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の62の4第2号に規定する被保険者

(事業内容)

第4条 この事業は、配食事業者が、第6条の規定によりこの事業の利用が決定した者（以下「利用者」という。）の状態に応じて朝食、昼食及び夕食を利用者へ配食するものとする。

2 この事業は、高齢者あんしんセンター又は居宅介護支援事業者の作成する利用者の介護予防サービス計画（介護予防ケアマネジメントを含む。以下同じ。）又は居宅サービス計画に位置づけて実施する。

(利用申請)

第5条 この事業を利用しようとする者は、高齢者配食サービス利用申請書（様式第1号）により、市長に申請しなければならない。この場合において、この事業を利用しようとする者は、高齢者あんしんセンター又は居宅介護支援事業者に、当該申請に関する手続きを代わって行わせることができる。

(サービス利用の決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請について審査し、利用の可否を決定し、高齢者配食サービス利用決定通知書（様式第2号）又は高齢者配食サービス利用却下通知書（様式第3号）により、当該申請をした者に通知するものとする。

(利用者負担額)

第7条 利用者は、配食事業者がこの事業を実施するための費用のうち、食材に係る経費等を実費として次のとおり負担するものとする。

- (1) 朝食1食あたり200円
- (2) 昼食及び夕食1食あたり350円

- 2 利用者は、前項の規定による利用者が負担すべき額（以下「利用者負担額」という。）について、配食事業者に直接支払うものとする。

（配食時間）

第8条 利用者が配食を受ける時間については、次のとおりとする。

- （1）朝食の配食時間は、原則午前7時から午前9時までのうち、利用者と配食事業者が協議の上定めた時間とする。
- （2）昼食の配食時間は、原則午前11時から午後1時までのうち、利用者と配食事業者が協議の上定めた時間とする。
- （3）夕食の配食時間は、原則午後4時から午後7時までのうち、利用者と配食事業者が協議の上定めた時間とする。

（配食のキャンセル）

第9条 利用者は、外出その他の理由で配食を受けないこととした場合には、配食事業者等に直接申し出ることとする。

- 2 前項の申し出が配食の前日までにされた場合、利用者は利用者負担額を負担しない。

- 3 第1項の申し出が配食の当日にされた場合、利用者は利用者負担額を負担する。

（変更の申請）

第10条 利用者は、次の事項に変更が生じる場合は、事前に高齢者配食サービス利用変更申請書（様式第4号）により、市長に申請しなければならない。この場合において、利用者は、高齢者あんしんセンター又は居宅介護支援事業者に、当該申請に関する手続きを代わって行わせることができる。

- （1）利用者の住所
- （2）利用者の氏名
- （3）利用者の電話番号
- （4）利用者の居宅サービス計画若しくは介護予防サービス計画を担当する居宅介護支援事業者又は利用者の介護予防サービス計画を担当する高齢者あんしんセンター
- （5）第6条の規定により決定を受けた配食サービス利用内容

- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、当該申請について審査し、利用の可否を決定し、高齢者配食サービス利用決定変更通知書（様式第5号）又は高齢者配食サービス利用却下通知書により、当該申請をした者に通知するものとする。

（廃止の届出）

第11条 利用者は、次のいずれかに該当する場合は、速やかに高齢者配食サービス利用廃止届出書（様式第6号）により、市長に届け出なければならない。

- （1）第3条の対象者に該当しなくなったとき。
- （2）3か月以上の入院が見込まれるとき。
- （3）施設に入所したとき。
- （4）転出又は死亡したとき。
- （5）この事業の利用を辞退するとき。

- 2 前項の届出は、利用者だけでなく、高齢者あんしんセンター等が代わって行うことができるものとする。

（利用取消し）

第12条 市長は、利用者が次のいずれかに該当する場合は、第6条又は第10条第2項の規定による利用の決定を取り消すことができる。

- (1) 第3条の対象者に該当しなくなったとき。
- (2) 利用者負担額の支払いを行わないとき。
- (3) 偽りその他の不正な手段により利用の決定を受けたとき。
- (4) その他市長がこの事業の利用を不相当と認めたとき。

2 市長は、前項の規定により取消しを決定したときは、高齢者配食サービス利用取消通知書（様式第7号）により当該利用者に通知するものとする。

（配食事業者）

第13条 配食事業者は、高崎市内に本社又は営業所を有し、第16条の規定による登録の決定を受けた者とする。

（配食事業者の条件）

第14条 配食事業者には、次の条件を付すものとする。

- (1) 食品衛生法等この事業に関係する法令を遵守すること。
- (2) 調理から配達までの一連の業務すべてを事業者の責任において実施すること。
- (3) 法人及び代表者に諸税及び保険料の滞納がないこと。
- (4) 配食に係る費用は、朝食1食あたり400円以上、昼食及び夕食1食あたり700円以上であること。
- (5) 利用者への食事の提供にあたっては、原則手渡しで行い、利用者の状態及び安否を確認するとともに、利用者の心身の状態に異常があると認めたときは、速やかに警察、消防その他の関係機関に連絡する等必要な措置を講じること。

（登録申請）

第15条 配食事業者として登録を受けようとする者は、高齢者配食サービス事業者登録申請書（様式第8号）により、市長に申請しなければならない。

（登録決定）

第16条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請について審査し、登録の可否を決定し、高齢者配食サービス事業者登録決定通知書（様式第9号）により、当該申請をした者に通知するものとする。

（名簿登録）

第17条 市長は、前条の規定により配食事業者として決定した事業者を、高齢者配食サービス事業者登録名簿（様式第10号）に登録し、適切に管理するものとする。

（登録変更）

第18条 配食事業者は、第15条の規定により申請した事項に変更が生じた場合は、事前に高齢者配食サービス事業者登録変更届出書（様式第11号）により、市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、前条に規定する登録名簿の内容を変更するものとする。

（事業廃止の届出等）

第19条 配食事業者は、当該事業を廃止しようとするときは、その廃止の日の1月前までに、高齢者配食サービス事業廃止届出書（様式第12号）により、市長に届け出なければならない。

2 配食事業者は、前項の規定による事業の廃止の届出をしたときは、当該届出の日前1月以内に当該事業の利用者であって、当該廃止の日以後においても引き続き当該事業によるサービスの利用を希望する者に対し、必要な当該事業によるサービスが継続的に提供されるよう、他の配食事業者その他関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行うこと。

3 市長は、第1項の規定による届出を受理したときは、高齢者配食サービス事業者登録名簿から当該配食事業者を取り消すものとする。

(登録取消し)

第20条 市長は、配食事業者が次のいずれかに該当する場合は、第16条の規定による登録を取消し、又は期間を定めてその登録の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

(1) 第14条の規定により付された条件に違反したとき。

(2) 偽りその他の不正な手段により登録を受けたとき。

(3) その他市長が不適当と認めたとき。

2 市長は、前項の規定により取消しを決定したときは、高齢者配食サービス事業者登録取消通知書(様式第13号)により当該配食事業者へ通知し、高齢者配食サービス事業者登録名簿から当該配食事業者を取り消すものとする。

(補助金の交付)

第21条 市長は、配食事業者に対し、その運営経費等の一部について、予算の範囲内で補助金を交付するものとする。

(交付額)

第22条 この補助金の交付額は、次のとおりとする。

(1) 利用者へ朝食を1食配食することにつき200円

(2) 利用者へ昼食又は夕食を1食配食することにつき350円

2 市長は、配食事業者に対し、前号に定める額のほか、感染症の拡大防止等に係る費用及びその他市長が特に必要と認めるものの全部又は一部を補助することができる。

(補助金等交付申請)

第23条 補助金等の交付を受けようとする配食事業者は、配食を実施した月の翌月10日までに高齢者配食サービス事業補助金交付申請書(様式第14号)により、市長に申請しなければならない。

(補助金等の交付決定)

第24条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請について審査し、当該補助金等を交付すべきものと認めたときは、速やかに補助金等の交付を決定し、高齢者配食サービス事業補助金交付決定通知書(様式第15号)により、当該申請をした者へ通知するものとする。

2 市長は、補助金等の適正な交付を行うため必要があるときは、補助金等の交付の申請にかかる事項について補正を命じることができる。

(補助金等の返還)

第25条 市長は、補助金等の交付を受けた者が次のいずれかに該当する場合は、補助金等の交付決定を取消し、既に交付した補助金等の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(1) 偽りその他の不正な手段により補助金等の交付を受けたとき。

(2) この要綱又は交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。

(3) その他市長が不適当と認めたとき。

(その他)

第26条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

(施行日)

1 この要綱は、平成28年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 次項に規定するものを除くほか、この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）前に改正前の高崎市高齢者配食サービス事業実施要綱（以下「旧要綱」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

3 施行日の前日までになされた旧要綱第11条第1項の規定による廃止の申請で、施行日以後に同条第2項の規定により決定するものに係る同項の規定による決定及び通知については、この要綱の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

(施行日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）前に改正前の高崎市高齢者配食サービス事業実施要綱（以下「旧要綱」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則

この要綱は、令和6年10月1日から施行する。